

法人インターネットバンキング（ますしんビジネスバンキング） 預金等の不正な払戻しに対する補償について

当組合の法人インターネットバンキング（ますしんビジネスバンキング 以下、「本サービス」といいます。）をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、インターネットバンキングを悪用した不正送金被害を踏まえ、平成 27 年 2 月 13 日に本サービスにおける預金等の不正な払戻しによる被害に対し補償する制度（以下、「本制度」といいます。）を定めましたが、この度本制度の被害補償規定および一部補償内容を変更いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本サービスにおける預金等の不正な払戻し被害の補償につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

○ 本補償制度の適用開始日

平成 27 年 12 月 1 日（火）

○ 補償の制度の仕組み

本補償制度は、ますしんビジネスバンキングご利用のお客さまが第三者による不正なアクセス等を受け、預金等の不正な払戻しが発生した場合、当組合がお客さまの被害を補償させていただく制度です。

○ 補償金額

1 契約あたり年間 1, 0 0 0 万円を上限に被害額を補償いたします。

年間とは、毎年6月1日午後16時から翌年の6月1日午後16時までとします。

ただし、以下の「○補償の対象とならない又は補償の減額となる主なケース」に該当する場合は補償対象となりません。

なお、以下の「○補償の対象とならない又は補償の減額となる主なケース」の状況を判定することについては、お客さまのご利用状況、当組合の調査やセキュリティ対策の状況、お客さまのご申告、警察当局による捜査結果等を踏まえ、当組合が検討・判定した結果に基づきます。

○ 補償を受けるための要件

- ①本サービスを利用する端末機の基本ソフト（OS）やウェブブラウザ、パソコンにインストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新している。
- ②ウィルス対策ソフトが導入し、最新の状態に更新している。
- ③本サービスの ID や各種パスワード等を厳格に管理し、定期的に変更している。
- ④当組合が無償で提供している不正送金対策ソフト「PhishWall」が導入している。
- ⑤原則、「ワンタイムパスワード」を正規の手段で導入して、利用している。
- ⑥登録口座の残高や入出金明細をこまめに確認し、不審な取引がないことをチェックしている。
- ⑦本サービスを利用する端末機の改造を行わないこと、また第三者に貸与・譲渡または差入れしない。

○ 補償対象外もしくは補償減額となる場合

- ①当組合が指定するセキュリティ対策を実施していない場合、前記「被害受けるための要件」を満たしていない場合
- ②身に覚えのない残高変動や不正取引が発生した日の翌日から 30 日以内に当組合へ事故のお届けをいただけなかった場合
- ③他人に強要されたことによる不正使用の被害
- ④正当な理由なく、他人に ID やパスワード等を回答、または渡してしまったことにより生じた被害
- ⑤お客さまの故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ⑥本サービスを利用する端末機を他人に提供・貸与したことにより生じた損害
- ⑦お客さままたはお客さまの会社関係者、ご家族または使用人、同居人等が加担した不正による損害の場合
- ⑧警察に被害届を提出していなかった場合
- ⑨お客さまから被害調査のご協力が得られない場合や重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ⑩本サービスを利用する端末機が盗難され、ID やパスワード等を端末機内に保存していた場合
- ⑪当組合が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法でフィッシング詐欺等に騙され、不用意にログイン ID やパスワード・暗証番号等を入力してしまった場合
- ⑫お名前、ご住所、電子メールアドレス等の変更に係る当組合所定の手続きが行われていない場合
- ⑬お客さまが日本国外にお住まい、または日本国外で利用された場合
- ⑭天変地異、戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用によって生じた損害の場合

以上

□被害補償の詳細につきましては、「ますしんビジネスバンキング利用規定」ならびに「法人インターネットバンキング（ますしんビジネスバンキング）被害補償規定」にてご確認ください。

□万が一、被害に遭われた場合は、速やかに「当組合統括部署、お取引店」または「ますしんビジネスバンキングサポートデスク（0120-038-139）」までご連絡ください。

【当件に関するお問い合わせ先】

益田信用組合 事務部

☎ 0576-25-3166

✉ jimubu@masushin.jp